日時:4月19日(水) AM9:00 〈庁議室〉

【市長挨拶】

【協議事項】

1 太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部 総務部長を改正する条例についての専決処分について

2 太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分に 健康医療部長 ついて

3 太田市介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分について 健康医療部長

【連絡事項】

1	令和5年度「県選出等国会議員への要望」について	企画部長
2	太田市デジタル金券(OTACO)普及キャンペーン事業について	産業環境部長
3	令和5年度公共下水道の供用開始について	都市政策部長
4	第6期太田市議会議員一期議員研修会の開催について	議会事務局長
5	令和5年度おおたプログラミング学校の概要について	企画部長

【その他】

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

総務部長 氏名 瀬古 茂雄 内線 (TEL) 2300

【表題】

太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日付けで施行されることに伴い、条例の一部改正が必要になったため、 やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、太田市市税条例の一部を改正する条例及び太田市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったものです。

【概要】

- I 太田市市税条例の一部を改正する条例
- 1 市民税関係
- (1) 肉用牛の売却による事業所得の特例(附則第8条)

国産牛肉の安定的な供給を図ることを目的に、肉用牛の売却において一定の要件を充たすことで住民税が免除される制度につき、その適用期間を3年間延長し令和9年度までとする改正です。

(2) 土地等の譲渡による長期譲渡所得の特例(附則第17条の2)

優良な住宅地の供給と公的土地取得の円滑化を図ることを目的に、優良住宅地の造成 等のために土地等を譲渡した場合において一定の要件を充たすことで住民税が軽減さ れる制度につき、その適用期間を3年間延長し令和8年度までとする改正です。

2 固定資産税関係

- (1) 課税標準の特例に係る期間の延長(附則第10条の2)
 - 令和4年度末で適用期限を迎える項目について、延長の措置を講ずるとともに、引用する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映するものです。
- (2) 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に対する特例(附則第10条の2) 引用する法附則第64条に規定する中小事業者等が取得した家屋、償却資産について、 特例適用期間の終了により項削除をするものです。
- (3) 耐震基準適合家屋に対する特例(附則第10条の3)

引用する法附則第15条の10に規定する耐震適合家屋について、引用する法施行規則附則第7条の改正により生じた項ずれを反映するものです。

3 軽自動車税関係

- (1) 環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除(附則第15条の2及び第15条の6) 新型コロナウイルス感染症緊急財政対策における税制上の措置による環境性能割の 臨時的軽減について、令和4年1月1日取得分から適用がなくなったことにより、これ を引用する規定の削除をおこなうものです。
- (2) 種別割のグリーン化特例の期限の延長(附則第16条) 低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の 普及を促進する観点から、新車取得に係る翌年度の種別割の税率を燃費性能等に応じて 軽減する特例期間を令和8年3月31日まで3年間※延長するものです。 ※25%軽減の対象については、令和7年3月31日まで2年間
- 4 施行期日 令和5年4月1日

Ⅱ 太田市都市計画税条例の一部を改正する条例

- 1 都市計画税関係
 - (1) 課税標準の特例(附則第4項、附則第5項、附則第6項、附則第17項) 令和4年度末で適用期限を迎える項目について、延長の措置を講ずるとともに、引用 する法附則第15条の改正により生じた項ずれを反映するものです。
- 2 施行期日 令和5年4月1日

Ⅲ その他

令和5年5月臨時会に議案を提出します。

* 問い合わせ先 総務部 市民税課 諸税係 内線2391 ダイヤルイン47-1931 資産税課 管理・償却資産係 内線2361 ダイヤルイン47-1933

●内容【1.協議事項】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 3. その他(臨時会終了後)】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

【表題】

太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目的】

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に 公布され、令和5年4月1日に施行されること等に伴い、太田市国民健康保険税条例の関係条文 について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【概要】

- 1 改正内容
 - (1)国民健康保険税課税限度額の引き上げ(第3条第2項及び3項の改正)
 - ・後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円(現行20万円)に引き上げ、国民 健康保険税課税額の限度額を104万円(現行102万円)とするものです。なお、基礎課 税額に係る課税限度額65万円と介護納付金課税額の限度額17万円は、据え置きです。
 - ②国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直し(第28条の改正)
 - ・国民健康保険税の減額の基準について、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を29万円(現行28万5,000円)に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を53万5,000円(現行52万円)にそれぞれ引き上げるものです。
 - ③規定の適正化(附則第5項から第7項まで、第9項から第12項まで、第15項及び第16項の改正)
 - 対応する法令の規定の書きぶりとあわせるものです。
 - ④新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免の特例の対象となる税の納期限の改正 (附則第20項の改正)
 - ・令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年5月31日までに普通徴収の納期限が到来する、令和4年度分の保険税を減免できるようにするため改正するものです。
- 2 施行期日 令和5年4月1日
- 3 適用区分 改正後の太田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国 民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については なお従前の例による。
- 4 その他 5月臨時会に議案を提出します。

【備考】

* 問い合わせ先 健康医療部 国民健康保険課 保険係 内線2565 47-1825ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 3. その他(臨時会終了後) 】

健康医療部長 氏名 大澤 美和子 内線3400

【表題】

太田市介護保険条例の一部を改正する条例についての専決処分について

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援を 令和4年度までで終了すること等に伴い、太田市介護保険条例の関係条文について、地方 自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

【概要】

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が、死亡し、又は重篤な傷病を負った場合やその影響により収入減になった見込みの場合に介護保険料の減免の対象となる保険料の納期限について規定するものです。(附則第5条第3項の改正)

- ・令和4年度末に資格を取得したこと等により、令和5年6月30日までに普通徴収の納期限が到来する、令和4年度分の保険料を減免できるようにするため改正するものです。
- 2 施行期日 令和5年4月1日
- 3 その他 5月臨時会に議案を提出します。

【備考】

*問い合わせ先 健康医療部 介護サービス課 介護保険料係 内線2551 47-1948 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】○公開時期【 1. 庁議後】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 2200

【表題】

令和5年度「県選出等国会議員への要望」について

【目的】

群馬県市長会が毎年6月に本県選出等の国会議員へ提出する「要望事項」について、本市 からの要望を報告するものです。

【概要】

- 1 太田市の要望
- (1) 要望件数 7件
- (2) 要望事項

令和5年度「県選出等国会議員への要望」

項目 番号	所管部課名		項目名	要望概要			
1	福祉こども	こども課	保育士の配置基準の見直し 及び処遇改善	保育内容の充実と保育士の就労定着を促すため、保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を 要望する。			
2	産業環境部	産業政策課	アフターコロナを見据えた 制度融資の損失補てんに対 する財源措置	中小企業等の事業停止や倒産等の増加で、制度 融資の代位弁済による損失補てん金の増加も 見込まれるため、国の財源措置を要望する。			
3	産業環境部	産業政策課	新型コロナウイルス感染症 に係る中小企業及び小規模 事業者等への支援策	中小企業、小規模事業者等への資金繰り支援の 強化と迅速な実施、財政支援の強化、経営環境 の整備支援を要望する。			
4	農政部	農業政策課	市町村が農用地利用計画を 定める際の都道府県知事へ の協議、同意の撤廃	農用地区域の設定を含む農用地利用計画について、農振法第8条第4項における都道府県知事への協議、同意の撤廃を求める。			
5	農政部	農業政策課	「確保すべき農用地等の面 積の目標」設定プロセスの 変更	「確保すべき農用地等の面積の目標」の国指針は、食料消費構造、農業生産構造の変化を勘案し策定すること、都道府県が「農業振興地域整備基本方針」を定める際は、市町村の算出した目標面積を尊重することを要望する。			
6	都市政策部	建築指導課 道路保全課	都市基盤等への国庫補助金等の確保	狭あい道路整備等促進事業、耐震診断・耐震改 修促進事業、道路や橋りょう等の道路構造物の 老朽化対策に現在以上の財政措置を要望する。			
7	農業委員会 事務局	農業委員会 事務局	農地の取得を目的とした仮 登記の制限	農地取得が目的の仮登記の結果、耕作放棄の発生や所有者責務への意識低下が顕著となるため、耕作放棄地の発生防止及び所有者への指導が徹底できる法整備と、対策並びに運用の見直しを図ることを要望する。			

2 今後の予定

令和5年6月7日(水)に開催予定の「本県選出等の国会議員との朝食会」の際に提出。

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2295 47-1892 (ダイヤルイン)

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1. 可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

産業環境部長 氏名 井上 恵美子 内線 (TEL) 2600

【表題】

太田市デジタル金券(OTACO)普及キャンペーン事業について

【目的】

物価高騰により落ち込んだ消費を下支えするために、今年度本格導入した太田市デジタル金券(OTACO)を活用し生活者支援を行う。また併せてキャッシュレス決済を推進することにより利用者及び加盟店の拡大を図り、市内経済の活性化につなげる。

【概要】

期間中に太田市デジタル金券(OTACO)をチャージ購入したOTACO会員に対し、キャンペーンポイントを付与することにより、OTACO利用者及び加盟店の拡大と消費下支えによる市内経済の活性化を図る。

【キャンペーン内容】

- ・実 施 内 容 期間中のチャージ購入に対してキャンペーンポイントを付与
- 実施期間 令和5年6月1日(木)から8月31日(木)まで(3箇月間)
- •付 与 率 10%
- 付与上限2,000ポイント/期間中1人あたり
- •予 算 額 420,000,000円
- ・対 象 者 スマートフォンアプリ会員及び磁気カード会員
- ・周 知 方 法 広報おおた・ホームページ・SNS等により広く周知 事前説明会(利用者向け、新規加盟店向け等)

【販売方法】

チャージ式による販売(アプリ・チャージ専用カード)

・セブン銀行ATM、クレジットカード、産業政策課窓口にて販売します

【使用期限】

- チャージ分 令和7年2月末(これまでの紙による金券と同様に使用期限あり)
- ・ポイント付与分 令和6年2月末

【その他】

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金利用予定
- 補正予算で増額要求予定

【備考】

* 問い合わせ先 産業環境部 産業政策課 商業係 内線2641 47-1834 ダイヤルイン

●内 容 【 2.連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800

【表題】

令和5年度公共下水道の供用開始について

【目的】

現在、整備を推進している公共下水道について、八幡町ほか26地区の各一部の区 域を新たに整備したことから、下水道の供用を開始し、区域内の生活環境の改善 及び公共用水域の水質保全を図るものであります。

【概要】

1. 供用開始年月日 令和5年5月1日

2. 供用開始区域の概要

処理区	供用開始区域	面積(ha)
中央第二 処 理 区	八幡町・飯塚町・東矢島町・東別所町・内ケ島町・富沢町・ 牛沢町・岩瀬川町・下浜田町・大島町・藤阿久町・東矢島 土地区画整理事業地内の各一部	14. 6ha
流域西邑楽 処 理 区	新島町・内ケ島町・石原町・東長岡町・龍舞町の各一部	2. 9ha
流域新田 処理 区	藤阿久町・尾島町・亀岡町・粕川町・尾島東部土地区画整理事業地内・新田木崎町・新田金井町・藪塚町・大原町の 各一部	4. 3ha
流域佐波 理 区	世良田町の一部	1. 1ha
合計		22. 9ha

3. 排除方式 分流式

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 維持係 内線2673 47-1921

資料No. 4

4月 19日 庁議提出案件

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

○公開時期【 3. その他(4月27日以降)】

議会事務局長 氏名 関根 進 内線 (TEL) 2100

【表題】

第6期太田市議会議員一期議員研修会の開催について

【目的】

一期議員の市政に対する理解が深まるよう、各部局の事業概要、主要事業及び懸案 事項等を説明するものです。

【概要】

開催日:令和5年5月10日(水)、15日(月)

会 場:議会応接室

対象者:第6期太田市議会議員のうち一期議員

講 師:各部局長

別紙「第6期太田市議会議員一期議員研修会の開催について(依頼)」のとおり。

【備考】

問い合わせ先 議会事務局 議会総務課 総務係 内線 2111 47-1806 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】

〇公 開 【 1.可 】

〇公開時期【 1. 庁議後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

【表 題】令和5年度おおたプログラミング学校の概要について

【目的】

おおたプログラミング学校について、令和5年度の事業概要を報告するものです。

【概要】

○ I 課程(対象:小学3~6年生)

1. 期間 火曜:6月6日~3月5日

金曜:6月9日~3月8日 全30回 午後7時~8時30分

2. 定員 48名(各24名)

3. 受講料 30,000円

4. 概要 プログラミングの基礎から学ぶことを目的に、視覚的に操作できるプログラ

ミング言語を使用した学習。体験授業のプレスクールを開催し、入校者の選

考を実施する。

○Ⅱ課程(対象:小学4~中学1年生) ※令和5年度新設

1. 期間 毎週木曜:5月11日~2月29日 全30回 午後7時~8時30分

2. 受講者 27名

3. 受講料 60,000円

するコードを英数字や記号で入力する「テキスト言語」を用い、よりレベル

の高いプログラミングを学習する。

○速習コース・スポット講座(対象:小学5~6年生)

- 1. 速習コース
- (1) 期間 毎週月曜:6月12日~ 全14回 午後7時~8時30分(予定)
- (2) 定員 24名【募集期間:5月18日(木)~6月1日(木)】
- (3) 受講料 14,000円
- (4) 概要 約半年間の短期でプログラミングの基礎を学ぶ。(後期も同様に開設予定)
- 2. スポット講座

概要 夏休み期間に約半日のプログラミング体験講座を開催。

※いずれも会場は市役所2階セミナールームで、市内在住・在学者が対象

【備考】

* 問い合わせ先 企画部 情報管理課 情報管理係 内線 2271 47-1813 ダイヤルイン